

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」
の成立について

平成25年12月9日
公正取引委員会

公正取引委員会が行う審判制度を廃止する等の所要の改正を行うため、本年5月24日に国会に提出した「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」は、12月7日の参議院本会議において可決、成立した。

なお、同法は、12月13日に公布される予定である。

1 国会の審議状況

第185回国会

平成25年11月20日	衆議院	経済産業委員会	提案理由説明・質疑・採決
11月21日	衆議院	本会議	採決
12月6日	参議院	経済産業委員会	趣旨説明・質疑・採決
12月7日	参議院	本会議	採決

2 法律の概要（別添1，別添2参照）

- (1) 公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、審決に係る抗告訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属するとの規定を廃止する。
- (2) 裁判所における専門性の確保等を図る観点から、排除措置命令等に係る抗告訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とするとともに、東京地方裁判所においては、3人又は5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこととする。
- (3) 適正手続の確保の観点から、排除措置命令等に係る意見聴取手続について、予定される排除措置命令の内容等の説明、証拠の閲覧・謄写に係る規定等の整備を行う。
- (4) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課企画室

電話 03-3581-5485（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の概要

- 公正取引委員会が行う審判制度を廃止し、公正取引委員会の行政処分(排除措置命令等)に対する不服審査については、抗告訴訟として東京地方裁判所において審理することとする。
- 公正取引委員会が行政処分(排除措置命令等)を行う際の処分前手続として、公正取引委員会が指定する職員が主宰する意見聴取手続、公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧・謄写に係る規定等の整備を行う。

第1 審判制度の廃止・排除措置命令等に係る訴訟手続の整備

(1) 審判制度の廃止

① 公正取引委員会が行う審判制度を廃止する。(現行法第52条から第68条までほか)

② 実質的証拠法則^(注)を廃止する。(現行法第80条)

(注) 公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する旨の規定

③ 新証拠提出制限^(注)を廃止する。(現行法第81条)

(注) 公正取引委員会が審判手続において正当な理由なく当該証拠を採用しなかった場合等に関し、被処分者は裁判所に対して新たな証拠の申出をすることができる旨の規定

(2) 排除措置命令等に係る訴訟手続の整備

① 第一審機能を地方裁判所に(改正法第85条)

審判制度の廃止に伴い、公正取引委員会の行政処分(排除措置命令等)に対する不服審査(抗告訴訟)については、その第一審機能を地方裁判所に委ねる。

② 裁判所における専門性の確保(東京地裁への管轄集中)(改正法第85条)

独占禁止法違反事件は、複雑な経済事案を対象とし、法律と経済の融合した分野における専門性の高いものであるという特色があることを踏まえ、公正取引委員会の行政処分(排除措置命令等)に係る抗告訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とし、判断の合一性を確保するとともに裁判所における専門的知見の蓄積を図る。

③ 裁判所における慎重な審理の確保（改正法第86条, 第87条）

ア 東京地方裁判所（第一審）においては，排除措置命令等に係る抗告訴訟については，3人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこととする。また，5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこともできることとする。

（注） 地方裁判所においては，単独の裁判官により審理及び裁判が行われることが原則。

イ 東京高等裁判所（控訴審）においては，5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うことができることとする。

（注） 高等裁判所においては，3人の裁判官の合議体により審理及び裁判が行われることが原則。

第2 排除措置命令等に係る意見聴取手続の整備

(1) 指定職員が主宰する意見聴取手続の制度を整備（改正法第49条以下）

① 意見聴取手続の主宰者（改正法第53条）

意見聴取は，公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員(指定職員:手続管理官(仮称))が主宰することとする。

② 審査官等による説明（改正法第54条第1項）

指定職員は，審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事した職員に，予定される排除措置命令の内容等(予定される排除措置命令の内容，公正取引委員会の認定した事実，法令の適用，主要な証拠)を，意見聴取の期日に出頭した当事者(排除措置命令の名宛人となるべき者)に対して説明させなければならないこととする。

③ 代理人の選任（改正法第51条）

当事者は，意見聴取手続に当たり，代理人を選任することができる。

④ 意見聴取の期日における意見申述，審査官等に対する質問（改正法第54条第2項）

当事者は，意見聴取の期日に出頭して，意見を述べ，及び証拠を提出し，並びに指定職員の許可を得て審査官等に対して質問を発することができることとする(当事者は，期日への出頭に代えて，陳述書及び証拠を提出することもできる。)

⑤ 指定職員による調書・報告書の作成（改正法第58条，第60条）

指定職員は，意見聴取の期日における当事者の意見陳述等の経過を記載した調書，当該意見聴取に係る事件の論点を整理して記載した報告書を作成し，公正取引委員会に提出することとする。公正取引委員会は，排除措置命令に係る議決をするときは，指定職員から提出された調書及び報告書を十分に参酌しなければならないこととする。

(2) 公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧・謄写（改正法第52条）

① 閲覧

当事者は，意見聴取の通知を受けた時から意見聴取が終結するまでの間，意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧を求めることができることとする。

② 謄写

当事者は，閲覧の対象となる証拠のうち，自社が提出した物証及び自社従業員の供述調書については，謄写を求めることができることとする。

(3) 課徴金納付命令・競争回復措置命令についての準用（改正法第62条第4項，第64条第4項）

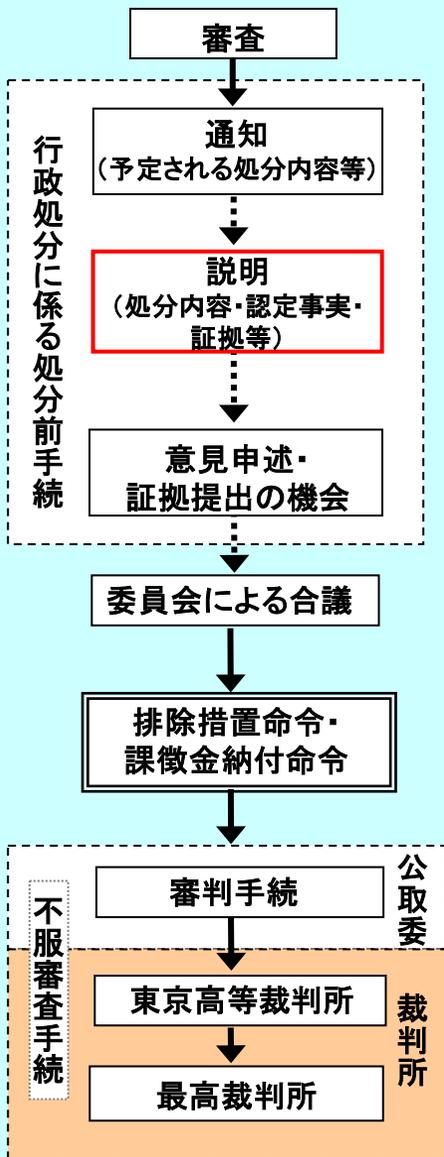
排除措置命令に係る前記(1)及び(2)の手続は，課徴金納付命令及び独占的状态に係る競争回復措置命令について準用することとする。

第3 附則

- 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 政府は，公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について，我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ，事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い，この法律の公布後1年を目途に結論を得て，必要があると認めるときは，所要の措置を講ずるものとする。

審判制度の廃止に伴う処分前手続・不服審査手続の見直し

現行の手続



【見直しの内容】

<処分前手続>
手続の更なる充実・透明化

- 公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠については、閲覧・謄写(*)を認める。
※ 謄写の対象は、自社の留置物及び自社従業員の供述調書
- 指定職員(手続管理官(仮称))が主宰する意見聴取手続の制度を整備。
- 意見聴取手続においては、質問や口頭による意見申述も可能。

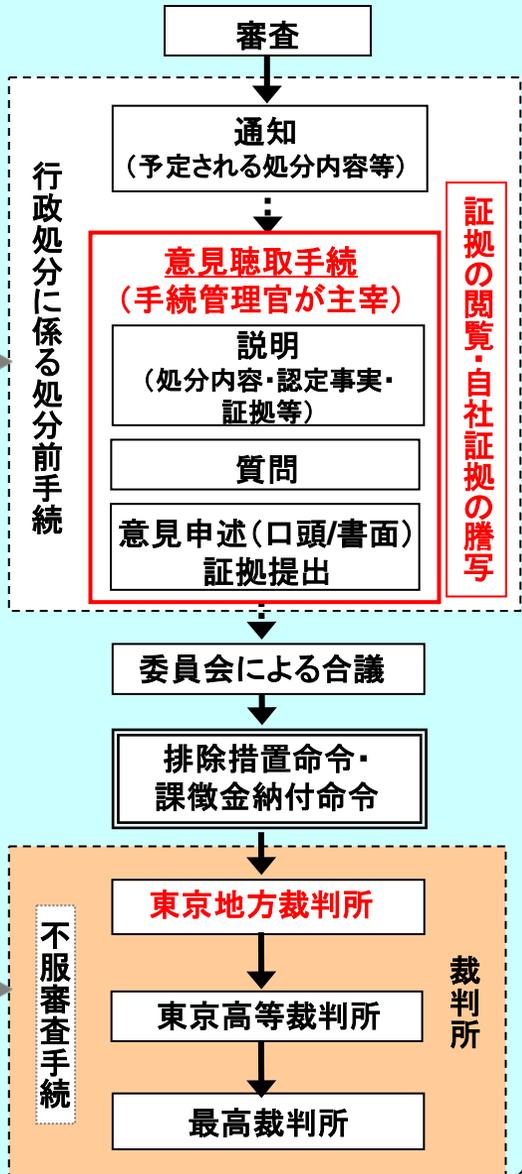
審判制度は廃止

不服審査手続において、公正取引委員会が検察官と裁判官を兼ねているとの批判を解消

<不服審査手続>
地裁審理の導入・専門性の確保

- 第一審は東京地裁に管轄を集中(裁判所による専門的判断を確保)。
- 東京地裁における審理は3人の合議体で行う(5人による審理も可能)。
- 東京高裁では5人による審理も可能。
- 実質的証拠法則・新証拠提出制限は廃止。

見直し後の手続



審判制度の見直しに関するこれまでの経緯

平成17年4月

○平成17年独占禁止法改正法(平成17年法律第35号)成立

- ・ 事前審判制度を改め、命令の後に審判を行う不服審査型審判制度を採用
- ・ 附則第13条:

「政府は、この法律の施行後2年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

平成21年6月

○平成21年独占禁止法改正法(平成21年法律第51号)成立

- ・ 附則第20条第1項:

「政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

- ・ 附帯決議(平成21年4月24日衆議院経済産業委員会、同年6月2日参議院経済産業委員会)(抜粋):

「政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成17年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。」

平成22年3月

○平成22年独占禁止法改正法案を第174回通常国会に提出 ※平成24年11月、審査未了により廃案

<法案の概要>

1. 公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、公正取引委員会が行う審決に係る取消訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属するとの規定を廃止する。
2. 裁判所における専門性の確保等を図る観点から、独占禁止法違反に対する排除措置命令等に係る取消訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とするとともに、東京地方裁判所においては、3人又は5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこととする。
3. 適正手続の確保の観点から、排除措置命令等に係る意見聴取手続について、その主宰者、予定される排除措置命令の内容等の説明、公正取引委員会が認定した事実を立証する証拠の閲覧・謄写に係る規定等の整備を行う。

平成25年5月

○独占禁止法改正法案を第183回通常国会に提出 → 平成25年12月、独占禁止法改正法成立(平成25年法律第100号)

- ・ 技術的修正が行われたほかは平成22年独占禁止法改正法案と同じ内容

独占禁止法審査手続についての懇談会の開催について

平成 26 年 2 月 12 日

内閣府特命担当大臣決定

1. 趣旨

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）の附則の規定に鑑み、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣が高い識見を有する人々の参集を求め、意見を聴くことを目的として、独占禁止法審査手続についての懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 構成員

- (1) 懇談会は、別紙に掲げる有識者により構成し、内閣府特命担当大臣が開催する。
- (2) 内閣府特命担当大臣は、有識者の中から懇談会の座長を依頼する。
- (3) 懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 懇談会における議事の公表

座長は、懇談会の終了後、速やかに、当該懇談会の議事要旨を作成し、これを公表する。また、一定期間を経過した後に、当該懇談会の議事録を作成し、これを公表する。

4. 庶務

懇談会の庶務は、独占禁止法審査手続検討室において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
榊原 美紀	パナソニック株式会社知的財産センター 渉外・著作権チームリーダー 弁護士
泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
舟田 正之	立教大学名誉教授
三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
矢吹 公敏	弁護士

[五十音順、敬称略、役職は平成 26 年 2 月 12 日現在]